

関西学院大学支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために関西学院大学支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(種類)

第2条 奨学金は、就学奨励奨学金、経済支援奨学金の二種類とする。

(資金)

第3条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第4条 奨学金を受ける者の資格は、大学（神学部のキリスト教伝道者コースを除く。）に在学する正規の学生とし、下記の条件を満たしていることとする。

- 1 就学奨励奨学金は、学力人物共に優秀で学資の援助を必要とする者であること。
- 2 経済支援奨学金は、修学の継続を目指し、極めて家計困窮度が高く、学資の援助を必要とする者であること。

(年額及び交付)

第5条 就学奨励奨学金の年額は年間授業料の半額相当額とし、文系学部30万円、理工学部45万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部40万円、人間福祉学部36万円とする。

- 2 経済支援奨学金の年額は就学奨励奨学金の2分の1とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
- 3 奨学金の交付は、原則として秋学期に年額を一括交付とする。
- 4 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第6条 奨学金を支給する期間は1年間とする。

(申請)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を各学部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第8条 大学支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から各学部の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

- 2 就学奨励奨学金と経済支援奨学金との重複採用は不可とする。
- 3 奨学金とランバス支給奨学金との重複採用は不可とする。
- 4 奨学金と高大接続奨励支給奨学金との重複採用は不可とする。

なお、重複採用については別途定める。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。
- 3 委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
- 2 前項第3号に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1968年（昭和43年）4月1日から施行する。

略

22 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学奨励奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生のうち、正課外活動（文化、芸術、スポーツ、社会貢献活動等）において特に顕著な成果をあげ、かつ人物として優れた者に対し、これら諸活動を奨励することを目的として関西学院大学奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（資金）

第2条 奨学金の資金は寄付金による基金の果実をもってこれにあてる。

（資格）

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規学生であって、正課外活動（文化、芸術、スポーツ、社会貢献活動等）において特に顕著な成果をあげ、かつ人物として優れた者とする。

（年額及び交付）

第4条 奨学金の年額は文系学部30万円、理工学部45万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部40万円、人間福祉学部36万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

（期間）

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

（申請）

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

（候補者の決定）

第7条 関西学院大学奨励奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者は、申請者の中から学生生活支援機構（以下「機構」という。）の推薦により、学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

（採用）

第8条 奨学生の採用は、各学部の推薦により委員会で決定する。

2 関西学院大学同窓会奨学金又は関西学院大学クレセント奨学金と重複して採用することができない。

（異動）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき

2 休学又は退学するとき

（受給資格の喪失）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき

2 休学又は退学したとき

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき

2 奨学金の交付後に前項第2号及び第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（所管）

第11条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

（細則）

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

略

14 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学貸与奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために、関西学院大学貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（種類）

第2条 奨学金は、緊急時貸与奨学金及び入学時貸与奨学金の二種類とする。

2 緊急時貸与奨学金、入学時貸与奨学金については別に定め、本規程には共通事項のみ定める。

（資金）

第3条 奨学金の資金は、次の各号をもってこれにあてる。

- 1 寄付金
- 2 学院経常収入
- 3 本規程に定める返還金

（資格）

第4条 奨学金を受ける者の資格は、大学（神学部のキリスト教伝道者コースを除く。）に在学する正規の学生であって、下記の条件を満たしていること。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別途定める。

- 1 修学の継続を目指している者であること。
- 2 学費未納者であり学費納入が著しく困難であると認められる者であること。

（期間）

第5条 奨学金を貸与する期間は1年間とする。

（年額及び交付）

第6条 奨学金の年額及び交付については、入学時貸与奨学金規程第3条、または緊急時貸与奨学金規程第4条を準用する。

（申請）

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

（採用）

第8条 大学貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は応募者の中から本人及び家庭の経済状況により委員長が決定し学生委員会（以下「委員会」という。）で承認する。

（異動）

第9条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。
- 3 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

（交付の停止）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。
- 3 委員会が奨学生として不適正と認めたとき。

（借用証書）

第11条 奨学生として採用されたときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

（返還）

第12条 奨学生又は奨学生であった者は、卒業した日又は退学した日の翌日から貸与年数の4倍の年数以内に、奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は、年賦の方法によるものとする。
- 3 この奨学金は無利子とする。

(返還猶予)

第13条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- 1 大学又は大学院に在学するとき。
- 2 傷い疾病等によって返還が著しく困難となったとき。

第14条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次の各号の書類を添付の上奨学金返還猶予願を提出し、委員長の承認を得なければならない。

- 1 在学証明書（前条第1号に該当する者）
- 2 医師の診断書又はその事由を証明する書類（前条第2号に該当する者）

(返還免除)

第15条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

- 2 奨学金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人は本人の死亡を証明する書類を添付の上、奨学金返還免除願を提出し、委員長の承認を得なければならない。

(所管)

第16条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

(細則)

第17条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1978年（昭和53年）4月1日から施行する。

略

- 20 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。